

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASBは、有形固定資産が使用可能となる前に生産された物品の販売収入の会計処理に関するIAS第16号の修正を提案

目次

本IFRS in Focus は、国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された最新の公開草案 ED/2017/4I に示されたIAS第16号「有形固定資産」の修正案を要約したものである。

論点

修正案

発効日、経過措置およびコメント期限

要点

- ・有形固定資産が使用可能となる前に生産された物品を販売する場合に、IASBはそれらの収入を有形固定資産の取得原価から控除ではなく、純損益に認識することを提案する。
- ・本修正案に係るコメント期限は、2017年10月19日である。

論点

IAS第16号17項(e)は、有形固定資産が正常に機能するかどうかの試運転コスト(有形固定資産を、経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所および状態にする間(すなわち、有形固定資産が「使用可能となる」前)に、生産した物品の販売による正味の収入を控除後)を資産化することを要求している。

IFRS解釈指針委員会(IC)は、下記について検討することを要望された。

1. IAS第16号17項(e)で言及されている正味の収入の控除は、試運転により生産された物品に関するもののみなのかどうか。
2. 有形固定資産の取得原価から控除する収入は、試運転コストを超過できるか。

ICのアウトリーチでは、本論点は、異なる報告方法が適用されている、石油化学・採掘産業に主に影響を及ぼすことが示されている。企業によっては、試運転により生産された物品の販売収入のみを資産の取得原価から控除している。他の企業では、たとえ試運転に関連しなくても、有形固定資産が使用可能となるまで、資産の取得原価から販売収入全額を控除している。それらの企業は、資産が経営者が意図した方法で稼働していないことを基礎として、そのような処理をしている。場合によっては、有形固定資産の取得原価から控除される収入金額が試運転のコストを超過する。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

修正案

IASBIは、企業に、有形固定資産が使用可能となる前に生産された物品の販売収入を、それら物品の生産コストとともに純損益に認識するよう要求することを提案する。それらの収入を固定資産の取得原価から控除することは、許容されない。

IFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」に結果的修正がある。

見解

ICおよびIASBIは、本論点を2014年から検討している。本修正案は、石油化学・採掘産業に重要なインパクトとなる可能性が高い。他のほとんどの業界では、有産固定資産の使用可能となる前に生産された物品の販売収入に重要性はないであろう。

IASBIは、有形固定資産の使用可能となる前に生産される最も一般的な物品は、棚卸資産であることに着目した。有形固定資産が企業の通常の活動で使用されるのであれば、使用可能となる前にその有形固定資産によって生産された棚卸資産は、使用可能となった後に生産された棚卸資産と相違はない。それらは、企業の通常の活動のアウトプットだからである。したがって、それらの物品の販売収入は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる収益であり、販売収入を売却時に純損益に認識する要求事項は、IFRS第15号の原則と整合している。

当該資産を経営者が意図した方法で稼働する前に販売される物品の生産コストには、減価償却費を含まない。減価償却費は、有形固定資産が設置された日から発生するためである。

IASBIは、有形固定資産の取得原価から試運転による収入を控除することを制限し、当該控除が試運転コストを超過しないように修正案を作成することを検討した。試運転以外の活動から生じる収入も同様に、いかなる超過額も純損益に認識される。また、有形固定資産が使用可能となると考えられる時点に関する要求事項の変更も検討した。

IASBIは、IFRS第15号およびIAS第2号の既存の要求事項は、本提案から生じる利用者の情報ニーズに充分対応していると判断し、新しい開示要求事項は提案していない。

発効日、経過措置およびコメント期限

本EDIは、本修正案の発効日を特定していない。IASBIは、本EDIに関して受領するコメントの検討後に、発効日を決定する予定である。

本EDIは、本修正案を最初に適用する財務諸表で表示する最も古い期間の期首以後に、使用可能となる有形固定資産に本修正案を遡及適用することを提案する。本EDIは、本修正の適用開始の累積的影響を、表示する最も古い期間の期首に、利益剰余金（または、適切な場合には、資本のその他の内訳項目）の期首残高に修正すべきことを提案する。

本修正案に係るコメント期限は、2017年10月19日である。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.